

女性の社会進出に向けて

— わたしたちに何ができるか？ —

「ガラスの天井とべたつく床」という言葉を、見聞きしたことはあるでしょうか。ガラスの天井は、女性の社会進出を阻むものの例えとして、よく目にしますが、この対となっている「べたつく床」は、私自身は昨年秋、とある講座を受講した中で初めて耳にしました。



知ることから始める

昨年11月13日、札幌エルプラザ（札幌市男女共同参画センター）にて、同センターの企画講座「女性支援のはじめの一步～知りたい、学びたいあなたへ～」の第1回講座が開催されることを知り、個人的に興味があり参加してみました。

この講座は連続5回の全体を通し、女性たちの抱える問題や社会背景を認識し、女性支援に関心がある・何かしたいという人の背中を押すきっかけの場とすることを目的として開催され、第1回のその日はジェンダー（※生物学的な性別とは区別される、社会や文化によって形成される性差のこと）による偏見やアンコンシャスバイアス（無意識の偏見）についての講義の後、各グループごとにそれぞれが体験してきた事や気づきを話し合うワークが行われました。

冒頭の「ガラスの天井とべたつく床」は、その講座のはじめに紹介された、女性が直面する社会構造についてのフレームワークでした。「ガラスの天井」は女性の活躍を阻む見えない障壁のことを、「べたつく床」は貧困や暴力など、女性たちを取り巻く様々な困難のことを指しています。

自分自身の体験を思い起こせば、就職氷河期の中で契約社員として入社した会社では「女性は正社員にはしない」と明確に言われていました。30代になり結婚はまだか、結婚すれば子どもはまだか、出産すれば二人目はまだか、育児は母乳か、こうしてあげなきゃ子どもがかわいそう…母親であれば親しくなくても無遠慮に聞いていい・何でも言っていという風潮も、当事者となると驚くばかりでした。子育てをする中で社会にある「性的役割分担意識」というものに否応なく晒され、「無知な母親」というレッテルを貼られ、もどかしさと苛立ちを感じる日々でした。

そんな中、外に出ると地下鉄で席を譲られたり、ベビーカーが段差に引っかかるとすぐに周りの人が手助けしてくれたり、それまで知らなかった周囲の人々の温かさに触れることもたくさんありました。何気なくかけてくれた言葉に励まされたこと1度や2度ではなく、子育てを通して地域や社会との関わりが広がっていきました。子どもが大きくなって手が離れたら、私も何か社会に役に立てることができたら…という想いは、行政書士試験の勉強を始めるきっかけの一つとなりました。

19:00 20:30		女性支援のはじめの一步 ～知りたい、学びたいあなたへ～	
11/13 (水)	第1回	ジェンダー視点のある支援とは 講師：札幌市男女共同参画センター職員	対象：札幌市近郊に居住、通勤通学する方 15名 受講料：3,000円 (単発参加の場合は1回800円) ※学生無料 札幌エルプラザ2階 会議室3.4
11/21 (木)	第2回	貧困の現場から見える女性の姿 講師：波田地 利子さん（NPO法人女性のサポートAsyl 事務局長）	
12/18 (水)	第3回	予期せぬ妊娠の現場から見える女性の姿 講師：田中 佳子さん（社会福祉法人 愛の子会 理事）	
1/31 (金)	第4回	DVの現場から見える女性の姿 講師：山崎 菊乃さん（NPO法人女のスペース・おん 代表理事）	
2/20 (木)	第5回	依存症の現場から見える女性の姿 講師：大嶋 栄子さん（NPO法人リカバリー 代表）	

講座プログラム

第2回以降の講義では、実際に支援に携わっているNPO法人や社会福祉法人といった民間団体の代表の方々のお話を伺うことができました。簡単に内容をご紹介します。

会報・ホームページ委員 大戸 宜子

特別企画バックナンバーはこちら



第2回 貧困の現場から見える女性の姿…NPO法人女性サポートAsyl事務局長波田地氏

行き場のない女性や母子にシェルターを提供し、尊厳ある生活の再建をサポートする「あじーる」の活動について伺いました。働く女性の1/2が非正規雇用という現状や、女性の経済力の低下によって自立が困難となり経済的・精神的な暴力の温床になってしまう構造について知り、個人の力で抜け出すことは本当に難しいのだと感じました。

第3回 予期せぬ妊娠の現場から見える女性の姿…社会福祉法人麦の子会理事田中氏

にんしんSOSほっかいどうサポートセンターの支援活動のお話を伺いました。望まない妊娠をした妊産婦を孤立させないことで0歳児の虐待死を防ぐための活動をされていて、実際にセンターの支援を受けて20名の赤ちゃんが無事に生まれたことや、当初は予期せぬ妊娠に悩んだお母さんが育児支援を受けて前向きに自立生活を目指すケースを知り、悲しい事件となってしまう前に支援につながることの重要性を認識しました。ススキノの性風俗で働いて寮に住んでいた女性が、いつの間にか妊娠し仕事と住まいの両方を一度に失ってしまったケースが特に印象的で、すぐそばで起きている現実であることを思い知らされました。

第5回 依存症の現場から見える女性の姿 NPO法人リカバリー…代表 大嶋氏

アディクション（嗜癖：様々なトラウマによる痛みから逃れるためのアルコールやギャンブル・薬物といった手段が、いつしかコントロール不能となり依存状態となってしまうこと）について伺いました。若者たちの間で流行している市販薬の大量摂取の現状をお聞きし、そのトラウマとなった原因には性的被害などジェンダーの問題が存在することに、改めて根深い問題を感じました。

どの回も大変興味深く、貴重なお話をお伺いすることができ、決してテレビやニュースの中だけの他人事ではなく、「何かが違えば自分も当事者になったのかもしれない」と感じ、学びの多いものでした。



行政書士業務との接点は

今回の連続講座の中で1回だけ欠席してしまった「DVの現場から見える女性の姿」について、特集記事の執筆にあたり取材をお願いしたところ快諾いただき、DV被害者女性のシェルターを運営するNPO法人 女のスペース・おん様へお伺いし、代表理事の山崎菊乃氏にインタビューさせていただきました。



ー 本日はお時間をいただきありがとうございます。エルプラザの講座受講後、行政書士として支援できることは何かないかと考えながら過ごしておりました。日頃の取組の中で専門家が必要な場面はどういったところでしょうか？

山崎氏 DV被害者のシングルマザーはいずれ高齢単身女性となりますので、成年後見人制度や、未成年後見制度も必要な制度だなと思っています。特に切実なのは、未成年の子をもつ母親が癌に罹患したケースが実際にあり、「私に何かあったらまたあの暴力男に親権が戻ってしまうのではないかと心配していて、そういう時にDVやジェンダーに理解のある専門家が未成年後見人として子のことを任せられるのなら、お母さんたちはすごく安心できると思うんです。

ー 成年後見制度に携わる行政書士は多いのですが、未成年後見制度については恥ずかしながら不勉強でした。調べてみようと思います。

山崎氏 その他には、外国籍女性がDV被害者のケースでは、夫がパスポートを保管していたり、配偶者ビザの更新に協力してくれないといった問題があり、DVの実情に理解のある行政書士さんに在留資格変更の手続きをお願いできたら安心だなと思います。

DV被害から助けを求めた中、収監されて亡くなってしまった事件のようなことは、二度と繰り返されてはいけないと思っています。私達の方から要望し、北海道や札幌市の女性の支援、DV被害に関する関係機関会議には入管にも参加してもらっています。

DV以外にも、技能実習生が雇用主から酷い扱いを受けて、シェルターに逃げてきたケースもありました。

ー 外国人の方が保護対象となるケースは、どのくらい割合なのでしょう？

山崎氏 昨年度は25件の保護があり、そのうち3件が外国籍の方でした。色々な国籍の方がいますが、うち

を利用する方は圧倒的にフィリピンの方が多く、コミュニティ内の口コミで「スペース・おんに相談したらいいよ」と聞いて頼ってくれることが大半です。他の国籍の方々の中には、シェルターがあることさえ知らず困窮している人もたくさんいると思います。シェルターの存在はたくさんの人に知ってほしいし、被害者ばかりが逃げ隠れるのではなく、地域で被害者を守るようにしていきたいと考えています。私達は札幌市の配偶者暴力相談センターの事業も受託していますが、外国人の方からの相談はほとんどなく、もっと知ってほしいと思います。

ー何もなく幸せに暮らしているのなら問題はありませんが、人間同士のことですから…

山崎氏 そうですね、国際会議などを観ていても女性の置かれている状況は似通っていて、国籍に関わらず3～4人にひとりには被害に遭っている状況が考えられます。文化・習慣の違いからうまくいかなくなるケースも多く、ハーグ条約もあってDV被害者が子どもを連れて国際結婚から逃げて来られないといったことも大きな問題となっています。

ー少し前にも外国在住の日本人が被害者となったニュースを見た記憶があります。

山崎氏 今年1月のハンガリーのケースですね。子のパスポート発給に「共同親権者である元夫の同意が必要」として日本大使館の協力が得られず、子どもを残して帰国はできずにいるうちに殺人事件に発展してしまいました。大使館の責任はとても重いと考えています。

ハーグ条約があるから被害者が逃げてこれられない、逃げてきても条約違反で子どもを連れていかれてしまう。拒むと強制執行、それを更に拒んでいると人身保護請求。子どもを世話したいのではなく、妻への嫌がらせや支配の道具としてそれらの制度が使われてしまっています。父親が怖くて帰りたくない子どもがメンタルをやられてしまい小児精神科に入院するケースが札幌でもあり、対応中です。夫の国に戻っても日本人の働き口はなく生活はできない(夫は妻の面倒はみないと言っている)けれど、子どもが連れ戻されるのなら自分も行かざるを得なくなるという状況で、なんとか引きのばして対応を検討しています。

ーハーグ条約はもともと、被害者が連れ去られた子を取り戻すためのものでしたよね。

山崎氏 反対に加害者が道具にしている、とても酷い状況です。外国籍の女性のDV事案と在留資格変更は、私達が仲介となって弁護士さん・行政書士さんと車の両輪で動いてもらう必要があり、それぞれの専門家が支えてくださるとすぐ助かります。これからますます多くの外国籍女性が日本に入ってくる中、ジェンダーに基づく暴力の被害者を支援するには、ジェンダー意識の高い仲間が専門家にいっぱいいたらいいいなと思います。



ー講座に参加してみて、この先私はジェンダーの被害より加害側になってしまう可能性を感じました。子どもの頃から当たり前に自分の中に染み付いてしまったジェンダー意識を下の世代に受け継がせないように、日々気を付けなければうっかり出てしまいそうです。

山崎氏 私もそうです。自分の何を削ぎ落したらいいか、日々問われていると思いますね。

ー最後に、施行から1年となる「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」のシンポジウムが来月開催されるとお聞きました。この法律は官民一体となって支援を行うためのものと解釈していますが、施行されたことでどのような変化がありましたか？

山崎氏 もともと札幌にはNPOがたくさんあり、DV・若年女性・外国籍等とそれぞれの専門をもって連携しながらずっとやってきました。今回この法律の成立によって、行政が中心となってワンストップセンターのような役割をし、いろんな民間団体が連携し総合的な支援を行うシステムをつくるものです。民間団体がなく困っている県もありますが、北海道はすでに動いているシステムがあったので、新たな予算もなく従来と同じように継続して…と考えられている節があります。シェルターは私の先輩が私財を投げうつ形で開設し、これまで運営してきていて、今後はきちんと制度を使って継続可能な体制にして、若い職員にも十分な給与を出せる組織をつくらなければいけないという、次の段階にきています。

ー長く活動をされているということは、主導してきた方々が高齢化してきていますよね。

山崎氏 そうなんです。私もあと数年で、次の代表を若い人に引き継ぐことにしています。私がいなくなったら「おん」がなくなるといことは困るので。そのためには国にもっと柔軟に予算をつけてもらう必要があります。自転車操業で自治体だけの予算ではやっていけず、民間の助成金に申請し採択・不採択があるなかなんとかやり繰りしていますが、若い人に安心して働いてもらいたいと思っています。

ーそうですね、民間への委託が前提なら、その民間団体が維持できる仕組みを公的につくっていただかないと…

山崎氏 シェルターの人件費・家賃・光熱費などランニングコストがかかりますが、国と道からはひとり保護したらいくら、という支給で、保護にならない活動や受け入れ準備のための施設に関しては何もありません。北海道には8か所のシェルターがありますがどこも高齢化、日本全国「明日なくなってもおかしくないよね」というところばかりです。民間と連携する前提の法律を作るなら、民間が安心して継続できるようなシステムをつくってほしい。今まで通りの予算措置ではなく、抜本的にドラスティックに変えてほしい。シンポジウムには厚労省の女性室長にも来ていただくことにしています。連携という名のタダ働き、と私たちは言っていますが、行政の民間に対するやりがい搾取のようなかたちはやめてほしい、と思います。

ー子ども食堂なども同様な問題が話題となっていましたね。運営には当然費用がかかりますよね…。

山崎氏 人と人とのやりとりの労働なので、働く人がいないと成り立たないのですよね。弁護士さんのところ、警察、入管、どこに行くにも一緒に付き添いますし、「人」が命の労働です。特に警察は威圧的なことが多く、そばに間に入る人がいないと、当事者は萎縮してものが言えなくなってしまう。A I やロボットにはできない仕事です。

ー一人間にしかできないことにこそ、予算を手厚くしてほしいですね。
本日はいろいろとお聞かせいただき、ありがとうございました。



監理措置制度と行政書士

以前、ある会議でのこと。「監理措置制度」についての話題があり、当時の私は不勉強でその場では何の話なのかよくわからず、ただ聞いていることしかできませんでした。

監理措置制度は、2023年の入管法改正で導入・2024年6月10日に施行された制度で、入管法第44条の2に規定された、強制退去手続中の外国人に対する「監理人による管理に付する措置」に基づく制度です。

これまでの入管法では収容の長期化を防ぐ制度は「仮放免」しかなく、収容の長期化・仮放免中の逃亡の多発などの問題に対し、親族や知人など本人の監督等を承諾している者を「監理人」として選び、その監理下で逃亡等を防止しつつ社会内での生活を許容しながら強制退去手続を進める制度として創出されたのが「監理人制度」です。

山崎さんのお話を伺い、今後、申請取次行政書士が外国籍の方の更なる手助けができる可能性と、その必要性について、関心をよせる必要があると感じました。



雨だれのひとつぶに

2022年、日行連は法務省人権擁護局「Myじんけん宣言」プロジェクトへ参画しています。これは企業、団体および個人が、人権を尊重する行動をとることを宣言することによって、誰もが人権を尊重し合う社会の実現を目指す取組です。参画した企業・団体名はホームページに掲載され、それぞれの行動指針を閲覧することができます。

毎年3月8日の国際女性デーに合わせ、「都道府県別のジェンダーギャップ指数」が公表されています。男女格差を政治、行政、教育、経済の4つの分野ごとに示したものですが、今年も北海道は行政・教育・経済の分野で最下位となっています。

世代交代とともに若い世代はすこしずつ意識が変化しているようにも感じますが、我々ひとりひとりが目を向け意識を持つことが、雨だれの一粒一粒となっていつか石を穿つことができることを願っています。